佐野病院 SOP 改定一覧

	頁 (改定後)	改定箇所	第 6 版(2014 年 9 月 1 日)	第 7 版(2014 年 10 月 10 日)	改訂理由
1	24	第 48 条 3 項	３．記録ごとに定める保存責任者は次のとおりとする。 １）診療録・検査データ・同意文書等；治験事務局長、又は院長により任命された治験事務局員 ２）治験受託に関する文書等；治験事務局長 ３）治験薬に関する記録；治験薬管理者	（削除）	記録の保存について担当者の整合性を保つための改訂。
2	24	第 48 条 4 項	第 48 条第 4 項	第 48 条第 3 項	前項削除につき